

Q

長期使用製品安全点検制度 とは何ですか？ 一部の特定保守製品が「指定外」に

A

■ 法制度の主旨

電気製品やガス石油製品を長期で使用していると、経年劣化により重大事故が発生するおそれがあり、製品を安全に使用するため、所有者による点検やその他の保守を適切に支援する法律\*1に基づいた制度です。




- ・対象製品（法定名称：**特定保守製品**）が「指定」され、安全上支障なく使用できる「設計標準使用期間」が定められています。
- ・購入者（所有者または家主など）が、製品の「所有者登録」を必ず行い、製造年月\*2から起算した所定の時期に、メーカーや輸入業者などから点検の通知が届き、購入者は制度に従った点検（有料）を受けることが求められています。

\*1 消費生活用製品安全法（2009年4月 改正施行）

\*2 法律規定上、「設計標準使用期間」の起算は製品の「製造年月」になります。

■ 台所用または浴室用製品について

- ・2021年8月施行の政令改正により、一部の製品を除き、「指定外」となりました。

用途	電気製品	ガス・石油製品
台所用	ビルトイン式電気食器洗機 	屋内式 ガス瞬間湯沸器 
浴室用など	浴室用 電気乾燥機 	屋内式 ガス 風呂がま  <b>「指定」継続</b> 屋内式・屋外式 石油給湯器、石油風呂がま  

■ 長くお使いの対象製品について

- ・政令改正による指定解除に係わらず、概ね10年近く使用した製品については、経年劣化による不具合の有無の確認点検が推奨されています。
- ・既に長くお使いの製品については、政令改正後も引き続き、所定の「法定点検」または「任意点検」を有料で受けることができます。  
製品の「所有者票(控)」、取扱説明書や本体表示ラベルなどを確認の上、メーカーへ点検のご相談をしてください。

解説

- 本制度の主旨運用の詳細や政令改正前後の運用の変更点などについては、指定製品の製造事業者団体や管轄行政から公表される案内説明(ホームページなど)を確認してください。

◇ 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

◇ (一般社団法人) 日本電機工業会

◇ (一般社団法人) 日本ガス石油機器工業会

[長期使用製品安全点検・表示制度](#) [検索](#)

[家電製品の安全について](#) [検索](#)

[点検制度](#) [検索](#)

一口メモ

■ 長期使用製品安全表示制度

前記と同じ主旨のもと、事故発生件数の実態に合わせて、同様の制度が設けられています。お使いの対象製品が、長期間使用されている場合は、それぞれの製品の「取扱説明書」などやメーカーのホームページなどの案内を参照し、お客様ご自身で、製品の「異常」の有無について確認してください。

- ・「異常かな？」と気付いた時は、説明書などを確認の上、迷わず、メーカーなどにお問い合わせください。
- ・参考； 台所、洗面所、浴室に設置される本制度の対象製品（2022年3月現在）  
台所用レンジフードや壁付けの換気扇、浴室用や洗面所用の換気扇